

立川市の子どもをめぐる現状・取組

1 立川市の子ども・子育て施策の基本的な枠組みと「子どもの権利」

立川市では、「夢育て・たちかわ子ども 21 プラン」を、子ども・若者の育ちと子育て家庭を支援するための基本的な計画として位置付け、取組を進めています。現在の第 5 次プランは2025(令和 7)年度から2029(令和 11)年度までを計画期間とし、家庭、学校、地域、職域などが相互に協力し、一体となって子ども・子育て支援を推進することを目的としています。また、第 4 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン(2020(令和 2)年度～2024(令和 6)年度)では、7 つの施策目標の一つとして「子どもの権利を尊重します」を掲げ、子どもの権利についての広報・啓発、子ども自身からの相談に対応できる体制、児童虐待等の人権侵害の予防と早期対応、子どもの意見表明と参加の機会の創出などを進めてきました。

今回の条例策定では、こうした既存の取組を土台として、子どもの権利という観点から改めて整理し、今後の施策につなげていくことが重要です。

2 現在の主な相談・支援の取組と検討の必要性

	主な取組・機能	条例検討との関係
子ども総合相談窓口	困りごとや悩みを聴き、必要に応じて適切な相談機関等を案内する総合的な相談の入口。子どもも相談できる。	子ども本人が相談しやすい入口と、相談後の支援のつながりを検討する。
いじめへの対応	立川市の行政組織に「いじめ監察課」が置かれている。	既存のいじめ対応の仕組みと、条例上の相談・救済の考え方との関係を整理する。

立川市には、上記のほか、教育相談、スクールロイヤーへの相談など子どもの権利に関する取組、相談・支援、教育、福祉、いじめ対応など、すでにさまざまな仕組みがあります。一方で、子ども本人から見たときに「どこに相談すればよいか」「相談した後にどうなるか」「自分の意見がどう扱われるか」が分かりやすい仕組みになっているかの検討が必要です。

3 子どもの意見表明・参加に関する取組

立川市では、これまでの夢育て・たちかわ子ども 21 プランにおいて、子どもの意見表明と参加の機会の創出を施策として位置付け、「こどもとおとなのほしあい in 市議会議場」や子どもの権利ワークショップなどの取組を行ってきました。

今回の条例策定では、条例そのものをつくる過程でも子ども・若者の意見を聴き、その意見がどのように検討・反映されたのかを子どもたちに返していくことが重要です。